

毒物及び劇物取締法

本カタログでは「毒物、特定毒物」、「劇物」の表示のある品目が該当します。



「毒物及び劇物取締法」による表示

毒物及び劇物取締法による表示

「毒物及び劇物取締法」に基づき、容器には次の項目を表示したラベルを貼付しています。

- 1) 毒物または劇物の名称
- 2) 成分及びその含有量

・ 毒物の場合;  
容器に「医薬用外毒物」と赤地に白文字で表示。

・ 劇物の場合;  
容器に「医薬用外劇物」と白地に赤文字で表示。

また、毒劇物は所定の保管庫に錠を掛け、盗難の恐れがないように保管しなければなりません。

毒劇物を含め、薬品の管理には「薬品管理支援システム」をご用意しております。

毒物劇物の譲受証

譲受またはご購入の際には、以下のような毒劇物譲受証に署名・捺印をいただいております。

毒物または劇物	名 称	
	数 量	
販売または授受の年月日		
譲 受 人	氏 名	印
(法人にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地)	職 業	
	住 所	
備 考		

特定毒物の使用確認証

「毒物及び劇物取締法」に基づき「特定毒物」を使用される場合には、「特定毒物研究者許可証」が必要です。

本カタログでは、下記製品が該当します。ご購入に先立ち「特定毒物を試験研究用に使用することを確認する証」をいただいておりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

申請時の品目と同一であるかご確認のうえご使用ください。

該当品目

- ・49826-79 ジメトン-S-メチル標準品
- ・49834-35 フルオロアセトアミド標準品
- ・49130-59 メチルパラチオン-d<sub>6</sub>(ジメチル-d<sub>6</sub>)
- ・49131-80 パラチオン-d<sub>10</sub>(ジエチル-d<sub>10</sub>)
- ・49802-59 パラチオンエチル(パラチオン)標準品
- ・49835-56 パラチオンエチル-d<sub>10</sub>標準品
- ・49801-53 パラチオンメチル標準品
- ・49837-01 パラチオンメチル-d<sub>6</sub>標準液
- ・49826-96 ホスファミン標準品
- ・49827-75 O,O-TEPP標準品
- ・34019-96 農薬混合標準液20(有機りん系農薬4種)
- ・34049-96 農薬混合標準液48(ボジティブリスト制度 GC-MS対象61種)
- ・34049-97 //
- ・34274-96 農薬混合標準液61(ボジティブリスト制度 GC-MS対象49種)
- ・34274-97 //
- ・34283-96 農薬混合標準液70(ボジティブリスト制度 GC-MS対象83種)

年 月 日

関東化学株式会社 行

「特定毒物」を試験研究用に使用することを確認する証

※ 申請時の品目と同一であることをご確認下さい。

Cat.No.、製品名	-	
数量		
特定毒物研究者許可証番号		
申請者の住所		
申請者の氏名		印
主たる研究所の名称および所在地		
試験研究の内容		
販売店名		